

平成29年度 智頭町農業委員会第9回総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月8日(金) 午後2時
2. 開催場所 智頭町役場 二階 会議室
3. 出席農業委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	小宮山 晃次	出
3	春 摘 要	出	4	小 川 啓 介	欠
5	葉 狩 健 一	欠	6	福 安 健	出
7	國 岡 美保子	出	8	池 本 英 夫	出
9	植 木 克 茂	出	10	藤 原 康 生	欠
11	寺 坂 富 雄	出	12	竹 下 るみ子	出
13	山 中 眞 守	出	14	中 澤 一 博	出

計 11名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

出席農地利用最適化推進委員

議席	氏名	出欠	仮議席	氏名	出欠
15	前 川 義 憲	出	16	草 刈 章 博	出
17	平 尾 晴 次	出	18	西 沖 和 己	出

計 4名

4. 欠席委員 席番4番 小川啓介委員 5番 福安逸雄委員 10番 藤原康生委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第三条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
- (4) 農用地利用配分計画(案)の意見決定について

6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十九年度、第九回智頭町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席状況は、席番四番小川啓介委員、五番葉狩健一委員、十番藤原康生委員が欠席の為、十四名中十一名の出席となります。過半数の出席となりますので総会は成立します。
それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において十一番寺坂富雄委員、十二番竹下るみ子委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)
異議なしと認め決定いたします。
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について
農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
平成二十九年十二月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功
番号一番について事務局の説明をお願いします。
- 局長 議案第一号をご覧下さい。番号一番を説明いたします。
本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。
譲渡人は大字真鹿野の〇〇〇〇さん、譲受人は大字真鹿野の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字真鹿野地内にある田一筆で千百七十三平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。
まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳および登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。
次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有しており、十分な農作業経験もありますので効率的に利用されるものと思います。
次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で
- 一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をす
る旨の条件が書面による契約に付されているか。
 - 二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見
込まれるか。
 - 三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がそ

の人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、譲受人は現在も農作業を行っており、常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が下限面積に達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、経営面積の合計が百九十四アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、引き続き水田として利用する予定であり、周囲への影響も特に無いと考えます。

申請年月日は平成二十九年十一月十七日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番六番福安健委員に調査結果の報告をお願いいたします。

福安委員

調査結果の報告をします。十二月二日、前川推進委員、申請人双方と現地を確認しました。譲渡人は高齢のうえ独居であり、かなり以前より耕作をしておられませんでした。一方譲受人は高齢ではありますが、農業への意欲も高く、積極的で、現在も米や野菜を広く、積極的に農業に取り組んでおられます。以上の事から、この度の申請内容は問題ないと思われま

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、番号二番について事務局の説明をお願いします。

局長

議案第一号番号二番をご覧ください。番号二番を説明いたします。

本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は大字智頭の〇〇〇〇さん、譲受人は大字大内の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字山根地内にある田一筆で千九十九平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳および登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有しており、十分な農作業経験もありますので効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

- 一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。
- 二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。
- 三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、譲受人は現在も農作業を行っており、常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が下限面積に達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、経営面積の合計が七十二アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、引き続き水田として利用する予定であり、周囲への影響も特に無いと考えます。

申請年月日は平成二十九年十一月二十日、事務局は同日受付になっております。位置については、四から六ページです。

地区担当の席番十三番山中眞守委員に調査結果の報告をお願いいたします。

山中委員

調査結果の報告をします。十一月三十日、譲受人と現地を確認しました。譲受人の経営拡大ということであり、場所は自身の経営する事務所裏です。以上の事から、この度の申請内容は問題ないと思われれます。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第二号、農地法第五条第一項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第五条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。

それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。

局長 議案第二号番号一を説明します。

本件は、農地法第五条第一項の申請で、物品販売店舗を建築する為の転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。貸渡人は大字智頭の〇〇〇〇さん、大字市瀬の〇〇〇〇さん、大字市瀬の〇〇〇〇さん、大字市瀬の〇〇〇〇さん、借受人は岡山県倉敷市の〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。申請地は大字市瀬の田五筆で、合計二千百八十二平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

農地の区分と転用目的については、農地の区分は農業振興地域農用地区域外です。転用区分は第三種農地と判断されます。転用目的は、物品販売店舗の建築です。区分と転用目的については適当であると考えます。

資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当なしと考えます。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、確実であると考えます。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、確実であると考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになってはいますが、適当であると考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになってはいますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、問題ないと考えます。

被害防除については、責任をもって対応することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十九年十一月二十日、事務局は同日受付になっております。位置図については、七から十一ページです。

地区担当の九番植木克茂委員に、調査結果の報告をお願いします。

植木委員 調査結果を報告します。十二月一日と三日に四人の申請者とそれぞれ申請内容の確認を行いました。申請通りで間違いがないことを確認しました。なお、転用地西側に隣接する農地の所有者にも確認しましたが、土地利用計画には問題ありませんが、申請地との間に農道と水路があり、用水路と進入路に支障がないように、配慮願いたいとのことでした。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年十二月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年十二月七日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が十三筆、継続の利用権設定の計画が七筆です。面積は、合計二万二千九百二十七平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして、議案第四号、農用地利用配分計画(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用配分計画(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年十二月八日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第四号をご覧ください。

智頭町長より平成二十九年十二月七日付けで、農用地利用配分計画の決定を求められています。新規の利用配分の計画が一件です。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用配分計画の内容を説明)

以上の計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第四項の要件である、

一、農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。

二、第二項第一号に規定する者が、前条第二項の規定により公表されている者であること。

三、第二項第一号に規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て(農業生産法人及び次号に規定する者にあっては、イに掲げる要件)を備えることとなること。ただし、農業協同組合法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
全員賛成と認め原案のとおり決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局 長

その他について説明いたします。

- ・公共工事の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告について
- ・平成二十九年農地利用意向調査について
- ・農業委員会部落補助員について
- ・「大豆」料理講習会について
- ・先進地視察研修について

議 長
局 長

以上をもちまして、平成二十九年第九回総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

次回総会は、一月十日水曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年十二月八日

会 長 小 林 功